

## 頓別川水系流域治水協議会 規約

### (設置)

第1条 「頓別川水系流域治水協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、令和元年東日本台風や平成28年8月の一連の台風など、近年の激甚な水害や、気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、頓別川流域であらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を防止・軽減する治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 頓別川流域で行う流域治水の全体像を検討し、その情報共有を図る。
- 2 「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」の取組に関するフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 協議会に会長及び副会長を置き、会長には宗谷総合振興局長をあて、副会長には宗谷総合振興局副局長(建設管理部担当)をあてる。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を統轄する。なお、会長不在の時は副会長が会務を統轄する。
- 5 会長は協議会の同意を得た上で、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)を参加させることができる。

### (幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に関する検討などを行い、その結果を協議会に報告する。
- 3 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 4 幹事会は、各幹事の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 5 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長には宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室長をあて、副幹事長には宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理室長をあてる。
- 6 幹事長は幹事会を代表し、会務を統轄する。なお、幹事長不在の時は副幹事長が会務を統轄する。

### (オブザーバー)

第6条 協議会及び幹事会には、流域治水に関する助言を求めするため、別表3にある機関をオブザーバーに置く。

(会議の公開)

第7条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮って非公表とすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後に公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室治水課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は協議会で決定するものとする。

(附則)

この規約は、令和3年(2021年)3月30日から施行する。

この規約は、令和4年(2022年)3月30日から施行する。

別表1 頓別川水系流域治水協議会 構成員一覧表

関係機関	構成員
宗谷総合振興局	局長 副局長（建設管理部担当）
稚内開発建設部	部長
宗谷森林管理署	署長
浜頓別町	町長
中頓別町	町長
猿払村	村長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	所長

別表2 頓別川水系流域治水協議会 幹事一覧表

関係機関	幹事
宗谷総合振興局	地域創生部 地域政策課主幹 産業振興部 農村振興課長 林務課長 稚内建設管理部 事業室長（幹事長） 用地管理室長（副幹事長） 維持管理課長 治水課長
稚内開発建設部	公物管理課長 農業開発課長
宗谷森林管理署	次長
猿払村	総務課長 建設課長
浜頓別町	総務課長 建設課長
中頓別町	総務課長 建設課長
森林整備センター 北海道水源林整備事務所	次長

別表3 頓別川水系流域治水協議会 オブザーバー

関係機関
(オブザーバー) 稚内開発建設部技術管理課